

堺市議会議員研修会

令和2年10月2日

研 修 会 記 録

講 師

全国市議会議長会 企画議事部副部長

本 橋 謙 治 氏

堺 市 議 会

○10時開会

○宮本議長 議員の皆様、おはようございます。先日、議会が閉会した後すぐでございます。もう御多忙の折、このように御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

議員の皆様には、御承知のように、本市議会は、議会基本条例第18条におきまして「議員の政策形成及び政策立案の能力向上のため、議員研修を充実強化する」という規定をさせていただいております。

このことから、本日は「オンライン会議と議会制度」をテーマに、「オンライン会議について制度構築を中心に」御講演をいただきます。

同会議の制度の背景にある疑問点、また課題について理解をいただきますとともに、先進事例の知見を得ることを目的としております。

そこで、今般、全国の市議会に議事運営に関する疑義照会や解釈の助言・指導を行っておられます全国市議会議長会の企画議事部副部長、本橋謙治様に本日はぜひお願いしたいと、講演をお願いしたいと申しあげましたところ、御多忙にもかかわらず、御快諾をいただきました。

まずもって、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

つきましては、議員各位におかれましては、最後まで御傾聴いただきまして、この全議員研修会が有意義なものとなりますよう、御協力をお願いいたしまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、着座にて進行させていただきます。

続きまして、本日の研修会の講師でございます、本橋謙治先生の御紹介をさせていただきますと思います。

本橋謙治様は、平成5年に明治大学法学部法律学科を御卒業後、同年4月、全国市議会議長会に御入局、同政務第一部、同政務第二部、同調査広報部に所属、その後、企画議事部副部長の職に就かれ、現在に至っておられます。

また、平成22年より全国市町村国際文化研修所講師を平成23年より市町村職員中央研修所講師を引き続き務めておられます。皆様も御覧になられたことがあると思いますが、書籍の執筆もされておられます。

本日は、「オンライン会議と議会制度について～制度構築関係を中心に～」と題しまして、御講演をいただきます。

それでは、本橋謙治様、どうぞよろしくお願いたします。

○本橋謙治講師

オンライン会議と議会制度について～制度構築関係を中心に～

全国市議会議長会 企画議事部副部長

本 橋 謙 治

皆様、おはようございます。今御紹介いただきました、全国市議会議長会の本橋と申します。9月定例会閉会直後、またコロナ禍において、いろいろと皆様もお忙しい中、大変な中、このようなときにお時間いただきましたことを、この場を借りて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

また、平素より本会の運営等に関しまして、皆様方から様々なところで御理解、御協力をいただいていることに関しまして、この場を借りて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

今後も引き続き、皆様の御理解、御協力をいただくことが多々あると思います。今後とも本会の運営等に関しまして、皆様の御理解、御協力をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、座らせていただきまして、いろいろとお話をさせていただければと思います。よろしくお祈りいたします。

では、本日の資料の確認も兼ねてなんですが、まず、いわゆる重要なのはどちらかと申し上げますと、今年の4月、7月に出てきた行政課長の通知がセットで出ていると思います。それから、その後に参考記事ということで、いろいろとオンライン関係についてのコメントとか、実例的なものを新聞報道ベースですが、御用意しております。

あと、前段のほうに、幾つか項目立てをさせていただいておりますので、一番最初のページですが、そこの項目立てのところに沿って、時系列的にお話をさせていただこうと考えておりますので、よろしくお祈りいたします。

では、早速ですが御説明させていただければと思います。よろしくお祈りいたします。

では、まず表紙を1枚めくっていただきまして、1番目です。いわゆる総務省の通知発出の経緯についてでございます。

4月中旬から4月下旬のお話をまずさせていただければと思います。

実は、新型コロナがかなり猛威を振るって、地方議会にも影響を及ぼし始めたのは3月の定例会の真っ最中でした。私どものほうにも、いわゆる新型コロナ対策のために、本会議の在り方や委員会の在り方について照会が来ていたのも事実でございます。ただ、圧倒的多数は、本会議における傍聴者の対応のようなものとか、いわゆる傍聴関係のものがほとんどでした。それから、一般質問を中止することについての是非とか、やるとしたらどういう手続をするべきなのかというようなものが大多数でございました。

ただ、そのような中で、若干ですが、やはりオンラインで会議はできないのかというような照会も若干ございました。本会議については、やはり従来の地方自治法の逐条解説にもあるように、一定の場所に集まりなさいというような、いわゆる長が招集の告示をかけたときに、指定したところに集まるのが招集の解釈だということになっているので、本会議ではオンラインは現状では無理だと考えておりました。

私どもも、当然ですが、やはり本会議の縮小版である委員会も基本的には同じ考えであろうということで、オンラインについては全くだめだという明確な根拠規定はないけれど、本会議に準じれば、やはり現時点の法は予定していないし、消極的に解したほうがよろしいのではないのでしょうかということで御回答はさせていただいていた次第です。

総務省の行政課のほうも、だめというようなことで言い切りはしていなかったんですが、やはり法が予定していない、当時の自治法を作ったのは昭和20年の頭ですし、大きな改正を行ったのは30年代ですので、その当時の中にオンラインで、バーチャルな空間で会議を開くなんていうのは、全く夢にも思っていない時代でしたので、そういうようなときにオンラインというものを想定してつくっているっていうわけには到底なかったもので、やはり総務省も、今のところ、法が予定していないということで、あまり積極的な回答はしていなかったと伺っております。

恐らく、そういうことで対応していくのではないかなと私どもも踏んでいた矢先に、実は4月27日に、総務省の行政課のほうから、実は総務省としてはオンラインについての解釈を変更することに決めましたと。まず柱は1つ、本会議は認めないけれど、委員会についてはオンライン開催は許容するという内容の通知を出しますと。この通知については、できるだけ早い時期、ゴールデンウィーク中、もしくはゴールデンウィーク明け早々には出させていただきますというような趣旨でございました。

その内容が反映されたのが、皆様の資料の冒頭にあります4月30日付で、行政課長と記載のある2枚つづりの、まず通知でございます。このことを4月27日に言われました。私も在宅勤務をしていて、何の予告もなく来た電話でしたので、ああそうですかということでは申し上げましたが、そのときに改めて申し上げましたのは、この通知を受けて、各地方公共団体の議会に、詳細な何らかの情報提供を追加で行うお考えはありますかとか、そのような御相談をその電話でさせていただきましたが、その時点では、総務省は今度出す通知以上のことをやる予定は今のところないと言われました。

それに対しまして、この通知だけだとしたら、地方公共団体の各議会から具体的な運営の是非、方法、その他詳細な制度設計等についての照会とかが来るのは間違いありませんよというふうに申し上げました。なので、通知を出しただけで終わりにはなりませんよということも申し上げまして、私ども議長会といたしましても、今後、県議長会、町村議長会ともお話し合いをさせていただいた上で、もしこれ以上の通知は出さないということであるならば、私

どものほうから何らかの申入れをすることになる可能性が高いと思いますので、そのところはお含み置きいただけませんかということを、行政課長とかにもその辺はお伝え願えないでしょうかと申し上げて話を終わりにさせていただきました。

翌28日に、私どもの総長に連絡があったことを報告させていただきまして、やはり問題があると、このままでは地方公共団体の議会は混乱して、間違いなく運営等についての照会が起こると。照会してくれるのであればいいけれども、照会しないで独自に解釈をしてしまって、收拾つかないような委員会運営をし始めたら、大変なことになるということで意見が一致しまして、本会の滝本総長が急遽、県議長の会長の株丹総長、それから町村議会議長の望月総長にも連絡を取りまして、この総務省の対応について、追加の情報提供の申し入れという話を2総長に伝えまして、2総長も同じ考えをお持ちでしたので、早速、行政課に申入れをしようということで、当時の阿部課長様と3議長の会長の総長で話し合いを行いました。

3総長と、行政課長の話し合いにおいて、行政課の考え方としては、現時点では、この4月30日の通知以外に出す予定はないと。それから、今回のオンラインについては、一部の議会が行う程度にしかならないだろうというのが当時の行政課の見込みでした。これに対し、3総長は、いや、そういうふうにはいなくなるだろうということを強く主張し、何らかの詳細な運営等についての総務省なりの考え方をきちんとつくるべきということを行政課長に強く申入れまして、行政課長も分かりましたということで、2回目の通知を出すということになりました。それがこの4月30日の通知の後に、2枚めくっていただいた令和2年7月16日のQ&Aというものでございます。

これが、今お話ししているのが、2番目の5月上旬から7月上旬にかけてのお話でございます。

今後、どういう形になるか分かりませんが、あと1回か2回は、通知が出てくる可能性があると思いますので、もしそれが発出される段取りになりましたら、また皆様のほうにもきちんと御連絡、御報告させていただきますので、現時点で公的な形で、公式回答ということで頂いている資料というのは、こちらでございまして御活用いただければと思っております。

結局、この7月16日に至るまでの経緯は、往々に申し上げるとこういうことになっております。

総務省のほうも、最初は一部の議会のみと考えていた今回のオンラインですが、皆様に3番目の資料としてお配りしました、こちらの新聞記事関係のほうを御覧になっていただけるとお分かりのように、かなりオンラインでできるという通知を受けて、いろいろな地方公共団体でオンラインについて模索する動きが出ております。

私の住んでいる東京都議会も現時点では来年度からオンラインをできないかということで、かなり本格的に動いております。業者も指定してまして、その業者を使って、今、デモン

ストレーションとか、ソフト、開発関係も委託、依頼していると伺っております。特に、私
が知っている範囲ですと、東京都議会はかなり具体的な依頼をしているというふう
に伺っております。

このように、県議会、都道府県議会議会を筆頭に政令指定都市、例えば千葉市でもこの前デ
モンストレーションをやったと伺っています。

そのほか、一般市でも、茨城県の取手市がかなり具体的なことをやりかけていますし、町
村レベルですと、福島県の磐梯町というところでやろうということで、始めております。

そういうことなので、やはりオンラインということについては、もう時代の要請というこ
とにはなってるのではないかなと思っております。ただ、後ほどもお話ししますが、果たし
て議会の本質的なことを考えたときに、オンラインというものを積極的に活用することが果
たしていいのかどうかという議論は出てくると思います。これは、法律論というよりは、議
会の在り方、どちらかという、理念的なものになるので、法律論で語れるものと、法律論
で語れない部分はあると思います。要は、いわゆる住民の代表である皆様たちが、膝を突き
合わせて、いわゆる闊達な議論をするのに、直接向き合ってやるというのが本来の議会の
あるべき姿じゃないのかという考え方があります。幾ら世の中が便利になったからといって、
果たしてそういう便利さを優先するがゆえに、本来の議会に求められているような活発な議
論、いろいろな血の通った人間同士が真剣に議論する、ちゃんと向かい合って、そういうよ
うなところによって、初めて議会の中での合意形成が、住民意思の反映というものが、政治
的な意味でも、いろいろな理念的な面でも正当性を与えられるのではないかという意見があ
るのも事実だと思います。ですので、オンラインをするということについて、法律上はでき
たとしても、やはり皆様の中で議会とはどういうところなのか、どうあるべきなのかという
理念的な議論もかみ合わせた上で、今後オンラインについての是非をしていくということは
避けて通れないのではないかなと思います。当然、我々もオンラインを全くやらないという
わけにはいかないというのは分かっておりますし、この流れを完全に分断するつもりもござ
いませぬ。ただ、やはりいろいろな意見があるところが議会でありますので、やはりそうい
うことも踏まえた上で、様々な議論をしていただきたいというのが、こちらのお願いでござ
います。

そういうことで、総務省の行政課も一部地域での動きと想定していたが、こちらの新聞資
料にございますように、かなり、全国でオンラインについて真剣に議論を始める、導入する
かしないかも含めてですけれど、議論している流れにはなっているというのが事実でござ
います。

そういうことなので、やはり私どもといたしましても、今後も引き続き、このオンライン
化についての留意すべき事項について、皆様のほうに情報提供していきたいということで、
3番目以降の話をさせていただければと思います。

では、3番目の今後の対応ということで、まずお話しをさせていただきますが、まず、今後の対応としての主なものですが、今、議会関係3団体の担当者と総務省の行政課の間で、今回のオンラインについての非公式な勉強会をやっております。私も参加させていただいておまして、オンラインをやるに当たって、どういう点を留意すべきなのか、いわゆる会議規則とか、法規上の問題に加えて、実務的に、実際運用するときに注意しなければいけないことについて洗い出そうということで、今、勉強会やっております。将来的には、これに伴いまして、必要な会議規則や委員会条例の改正案、どういうところを改正すればいいのかとか、どういう書き方をすればいいのかということについて、将来的には御提示できればということで、今議論をしております。

私どもの、皆様にも直結するのですが、オンライン会議関係の、いわゆる会議規則、委員会条例につきましては、恐らく年度内、いわゆる今年度ですから、来年の3月ぐらいまでには、どこを改正すべきか、それについての考え方についてはお示ししたいと思っております。皆様から見れば、遅い、何とかしろ、もっとハッパかけて早くやれっていう方もいらっしゃるのではないかと思います。やはり、我々といたしましても、急ぐがあまり、間違っただけのものを、後で是正しなきゃいけないようなものを皆様に御提供するような、そういう無責任なことはしたくないので、どうしても問題となるところは1つ1つ詰めていきたいところがございますので、お時間が必要になるということは御容赦いただきたいと思っております。

我々のほうで一番留意しているものというのが、こちらのレジュメの3の(1)で主立って項目立てしております出席の定義と、定足数と表決、それからその他もろもろということで、その他という形にしておりますが、主なものは、この3本柱、出席の定義、定足数、表決という形のものでございます。

では、この辺の3本柱につきまして、留意しなければいけないこと、それから私ども等が今議論の中で考えていることについて順次御説明させていただこうと思っております。

参考となりますのは、資料の7月16日に出しましたQ&Aの該当する部分の御回答を参照にさせていただきながら御説明させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、出席の定義でございますが、こちらのQ&Aの2ページを開けていただきたいです。こちらの2ページのところにございます出席の定義といたしまして、一番上のところ、右側ですけど、上から2行目、本会議と同様であり、実際に委員会の開催場所に参集していただくことが基本であると考えております。まずは、我々のほうでも議論があったのは、出席というものをどういうふうに、概念上の話になるので面白くないかもしれませんが、要は、こういう会議の場に、オンラインを使ってでも集まる、基本的には皆さんにここに集まっていただいて、オンラインの画像を通じて、ここに皆様の、例えば顔とかが映ったという

ことで、ここに出席、集合するっていうことを出席という概念にするのか、ここに集まっているところ、この会議の場に集まっているということを出席という概念にするのか、それとも、いわゆるバーチャルな空間をつかって、そのバーチャルな空間にみんなが集まることによって、そこを出席の場というふうに捉まえるのかという議論が始まっております。

どうしてこんな程度のこと、こんなことにこだわるんだということですが、問題といたしましては、後ほどお話ししますが、いわゆる参考人とか、それから証人喚問をやるときに、出頭という言葉を使います。出頭という言葉はどこに出頭するのかということで議論が出るということです。要は、バーチャルな場に出頭しなさいということなのか、それとも会議体をやっているところの場に出頭しなさいということの概念なのかによって、考え方は大きく変わってしまいます。

それから、もう1つあるのですが、いわゆる委員派遣、派遣ということになると、皆様が委員会の活動で派遣されますけど、その議員派遣という派遣という概念をどういうふうに見るのか、いわゆる議員派遣をオンラインでやるときに、そこに行っている、派遣されたとみなすのか、それともバーチャルなところにいるんだから、そもそもそれって派遣なのっていう議論が当然起きます。それによって、法律が想定していない出頭とか、派遣とか、バーチャルのものを使って、出頭とか派遣という言葉を使うことと、現実の法が予定しているものとの間にそごが出るときに、果たして何かあったときに、この制度がおかしいのではないかという議論が出るのが一番怖いので、まずは出席している場というものをどういうふうに捉まえるかということを中心としてしようよということで今議論しています。

やはり、私どもといたしましては、基本的には、やはりみんなが集まることを前提に考えたほうが物事の出発点としては妥当だと考えておりますので、今の時点では、一応、バーチャルな場、仮想空間的なところに出席というのではなくて、あくまで委員会という場にオンラインを通じて出席していると、オンラインというツールを使って、この場に来ていただいている、要するにこの画像が映っていることによって、ここに来ていいることと同じ効果を生らせているというふうに考えようということで議論をスタートしております。

そういうことなので、まずは、あくまでこのオンラインの開催というものを補完とするべきなのか、それともいわゆる通常の委員会、集まって委員会を開くのと同じレベルのものを選択肢として扱うのかということについての議論を今やっている最中です。

今の総務省との勉強会で、確実な回答は、今確定はしてありませんが、まず基本的には集まって、会議に集まってやるというのが基本であって、オンラインはどちらかという補完的な位置づけでやったほうがいいのではないかとということで、今、ほぼ議論は固まりつつございます。

うちといたしましては、まずは最低限の考え方を示した上で、あとどのように発展させていくのかということの議論は、それぞれの議会にお任せしようということになるということ

で議論しております。もうちょっと、その辺について、具体的については、まとめのところも踏まえてお話をさせていただければと思います。

続きまして、そのほかの問題といたしましては、5ページですが、本人確認の問題でございます。要は、我々もそうですけれど、行政課のほうで一番懸念しているのは、なりすましと、それから皆様が、いわゆる誰からも不当な圧力を加えられることなく、自分の政治信条に基づいた発言や表決行為が取れるのかどうかというのが最大の懸念材料だというふうに考えております。

例えば、私が皆様と同じ議員だとして、オンラインで参加しているとしますよね、マイクのほうにカメラがあって、このカメラが見えない後ろに、例えば御自身の、議員さん皆様の例えば有力な支援者とか、支持者とかがいて、もうにらまれた状態で私たちの考えにそぐわないことを言ってみたらどうなるか分かっているだろうなみたいな、そのような雰囲気の中で委員会に参加したとしたら、それは果たして議員さんとしての政治信条にきちんとのつとめた発言なのか、採決の場合だと表決行動なのかというような問題が出てくるのが懸念材料としてございます。

そういうような状況をどうやって排除するのか、要するに議員さんたちの、いわゆる御自身の考え方に基いてきちんと発言されたりとか、表決行動が取れているのか、そのところをどうやって担保していくのかということについて、非常に我々としても懸念しているということでございます。

ということで、5ページの質問趣旨のところの、上から6行目以降、またのところですが、いわゆる本人が音声でしか参加していない場合とか、極端な話ですけれど、顔は映さないけれど、あり得ないよと言うかもしれませんが、刃物を突きつけられて、何かやれみたいな、発言しろというふうになっているのもあり得るということもあります。

そのほか、いわゆる本人以外のことで、全く関係ない人がそこに映っている場合、それはどうなのか、いわゆる委員会に参加していると言えるのかというようなことについて、右側のほうでは、基本的には、なりすまし回避のためにID、パスワードを使うというやり方もあるでしょうし、議員さん以外の方が映っている場合は出席とみなさないということを内規とか、そういうもので決めていただければいいじゃないかというような御回答をいただいております。

ですので、皆様のほうでもなりすましとか、いわゆる先ほど言ったみたいに、変なプレッシャーを受けない状態で、御自身の政治的信条に基づいて発言・行動ができるような環境を確保するような内規をつくっていただいた上で、オンラインに参加していただきたいという形になるのではないかなと思っております。

それから、委員会の開催の方法ですけれど、5ページの(2)番目のところですが、例えば、正副委員長、事務局は委員会室に参集して、ほかの委員の方はオンラインで参加す

るという運営はできるのか。要するに、オンラインで参加する以上は全員オンライン参加じやなきゃいけないのかということについては、一部の人は委員会室に集まって、そうじゃない人はオンラインで参加することも可能だと言っております。

実際、実務的な話ですが、我々といしましては、正副委員長は、やはり、申し訳ないですが、委員会室に来ていただいた上でオンライン会議を主催していただくざるを得ないのではないかと考えております。

実は、このことにつきましては、先日、ある市議会でオンラインのデモンストレーションを見学させていただいたときに思ったのですが、要は、委員長さんが、後で詳細は話しますが、いわゆる委員会の秩序保持をするために、オンラインで参加している委員会の委員の方が、問題発言をして、委員会の混乱を起こしたと。そのときに、発言禁止させるとか、退場命令出すとなっても、会議室にいる場合は、出て行け、黙れって言うことで終わると思えますけど、オンラインだと止めようがないですよ。黙れ、出て行けって言っても、映っている以上は。そうすると、それを実力行使するために回線遮断という措置を取ることになります。ただ、その回線遮断するような操作をするパソコンは、残念ながら、会議用のパソコン以外に委員長さんの、そういう操作ができる、その回線遮断とか、音声カットとかができるパソコンが別にありまして、そちらを操作しないと、音声遮断とか、映像遮断ができない造りになっています。そうすると、委員長さんが御自宅のパソコンのところに委員会用の会議をするためのパソコンと、いわゆる秩序保持、発言を許可するための音声マイクをオンにしたりとか、音声を遮断するための、いわゆるコントロールするための機器を、パソコンをもう1台置かなきゃいけないということになっております。

さらに、デモを行った市議会では、会議資料を電子化するために、モアノートというシステムがありまして、モアノートを映し出すパソコンをもう1台置きます。そうすると、委員長さんは、コントロール、秩序維持するためのパソコンと、委員会に参加するためのパソコンと、モアノートの会議資料を見るためのパソコン、3台抱えて委員会に出ることになります。実際、こっちのコントロールについては、事務局の職員に、あの議員の音声消せとか言えば、職員がやれますので、純粹に3台、自分でやらなきゃいけないということはないですけど、建前としては、委員長さんは3台のパソコンを目の前にしてオンラインをやらなきゃいけないリスクが、リスクというか、可能性が出ております。本当は、委員会のパソコンのほうに、モアノートのソフトを起動させて、1つの画面の中でモアノートの会議資料と委員会の運営をやりたかったのですが、実はモアノートのソフトがウェブ会議のソフトに干渉して、始めたときに起動しなくなってしまいました。それで、その原因を突き止めるだけで1時間以上、予定が狂いまして、じゃあ、モアノートは落とそうと、このパソコンから。別のパソコンにモアノートを起こして、ウェブ会議はウェブ会議だけのパソコンでやることになったら、普通に起動したので、3台使わざるを得なくなりました。しかし、本来は、1台

の中で会議資料のモアノートのソフトとウェブ会議のソフトを立ち上げてやりたかったんですが、そういうテクニカルなトラブルが発生したので、急遽、モアノート用のパソコンと、委員会のウェブ会議用のパソコンを2台使うという、そういう対応をせざるを得なくなったというのが先日、私がみてきたある市議会でのデモンストレーションの本当の話です。

そういうようなことが出るので、やはり少なくとも正副委員長さんは、事務局の方が一緒にいるような、こういう委員会室に来ていただいて、オンライン委員会を取り仕切っていただくというのが現実的な選択肢ではないかなと考えております。

そういうことで、出席の定義とか、出席のあり方については、このような問題点が今洗い出しされております。

そういうことなので、まずそこのところを皆様でどういうふうに改善していくのかというのが今後の課題なのではないかなと思っております。なので、オンラインを通じて、全員がオンラインである必要性はないので、例えば、一部の方はオンライン、ほかの方は、特段問題ない人たちは通常の委員会室に集まっていただいてというやり方も全然可能ですし、全員が全員オンラインで参加するというのも可能です。ただ、さっき申し上げたみたいに、委員長は現実的な面で、オンラインで参加することは難しいのではないかなというのが現状です。

では、続きまして、表決につきましては、7ページにございますように、特に質問趣旨の2番目、いわゆる委員が現にしている場所には、委員以外の者を入れないで、表決に参加させることが条件かということについては、先ほどのいわゆる議員さんの出席の定義のあり方と同じように、最後は各自治体議会で決めてくださいとはなっていますが、やはり自由な意思が、議員さんの自分の信条・理念に基づいた表決行動をしているというふうに見れるためには、やはり表決する場にもほかの人がいないような状況を極力つくるべきではないかなと考えております。ですので、やはり議員さんのみが映っている、もしくはそれ以外の方が議員の周りにいないというような状況をどのようにつくっていくのか、そういうところが運用するに当たって、皆様のほうで協議していただく必要のあるものではないかなと考えております。

それから3番目です。表決の方法でございますが、総務省のQ&Aでは、いわゆる簡易または起立表決のいずれかしか取れないのではないかなとなっておりますが、投票表決のソフトというのも今ございます、実は。実際の話といたしましては、私の娘が、私ごとで申し訳ないんですけど、今年の4月から小学校へ入りましたが、4月からオンライン授業になっておりまして、オンラインの授業で、先生が出した答えについて○か×かということ投票させるソフトがオンラインの授業で出てきておりまして、○だったら、○のほうをクリックしてください、×だったら×をクリックしてくださいとやって、それを一定の時間受け付けて、締め切ったら、誰がとか、何人○していたか、×していたか分かるような、集計システムになっております。ですので、これをちょっと、若干改良すれば、投票表決、実質的には記名投票

になるとは思いますが、いわゆる投票表決についても、その辺のソフトをうまく使えばできるのではないかと考えております。

ただし、残念ながら選挙関係については、委員会で、いわゆる事実上の投票による選挙みたいなものは現実的には難しい、無理ではないかと考えております。

代表的なものとしたしましては、選挙ではないですが、正副委員長の互選、これについてもほとんど選挙に近いような状況でやっておりますので、正副委員長の互選につきましては、指名推選の方法しかオンラインでは使いようがないと考えてはおります。

表決の場面を先程の市議会で、モンスターベーションやったのですが、かなり大変です。本当に笑い話になりますが、議員さんが立っても、カメラの寄りによっては、全然立っているのか、座っているのか分からない、要は、恐らく立つというのではないと思うので、挙手になると思いますが、挙手している部分が見えないです。カメラの位置にもよりますが。なので、一番分かりやすかったのは、本当に笑い話になりますが、カメラの前で○とか、×とか、こういうことをやっているのが一番表決方法では分かりやすかったです。

もう1つは、本当に何か手旗信号じゃないですけど、○と×の、こういう棒を出してきて、議員さんで、こう○と×を出してもらって、映像の前でやってもらうというのも分かりやすかったです、実は、本当に。そういうことになるので、いわゆる表決の、会議規則上は、表決、どれでも採用できますけれど、具体的にどのような表決行動をさせるのか、行為をさせるのかということについて、やっぱりオンラインはオンラインの独特のやり方を導入しなきゃ、検討しなきゃいけないんじゃないかというふうに考えるようになりました。

もし、これとか、こういうのが嫌だというならば、もう1台カメラを引き気味に置いて、いわゆる議員さんの体がある程度映るようなウェブカメラを設置しなきゃいけないので、そうすると、さらにコストの問題がどうなるのかという議論も出てきます。通常だったらパソコンにつけてあるカメラでやればいいのですけれど、なかなかそれだと、アップ過ぎちゃって、手が映らないとか、その辺の表決行動がほとんどわからない状態になるので、もしそういうようなことになるとしたら、本当に、このぐらいのカメラを別につけて、やらせないで、挙手とかは非常に難しいというのが現状です。

そういうようなところも、皆様のほうで具体的に詰めていく必要が出てきますよというのがこの話になります。

それから2番目の定足数も同等でございます。要は、通常だったら、委員会室に集まっていたら、ここに座っていることで、もう出席している、定足数のカウントができますけれど、ウェブで映っている状態で、それで本当に出席している状態と言えるのか。先ほど申し上げたみたいに、家族の方が映っていて、一緒に映っているのに、出席だ、定足数にカウントしていいのかという、そういう議論もきちんと詰めていかないと、定足数がぎりぎ

りのときに、委員会が成り立っているのか、成り立っていないのかという、そういうぎりぎりの判断しなきゃいけない場面も発生してくるのではないかなと思います。

ということなので、ぜひ、一番考えていただきたいのは、オンライン会議における出席の概念、いわゆる先ほどの場所の問題ではなくて、どういう状態にあることによって、この委員会の出席者にカウントするべきなのかということ、会議規則レベルではないにしても、皆様のほうのオンラインの運用の、例えば要綱とか、規程みたいなところで、細かいところを詰めていただくような議論をしていただかないと、この人、出席しているのか、していないのかということで、多分解釈の、見解の相違によるトラブルが発生すると思いますので、ぜひその辺のところは、導入前のところできちんと協議して決めていただきたいというきが、こちらのお話でございます。

では、ちょうど御説明始めさせていただきまして50分ぐらいになりました。2時間通しですと、皆さんも疲れてしまうと思いますので、ちょうど今、切りがいいので、後ろの時計で、今10時55分でございますので、11時5分まで、10分間休憩させていただきまして、残りの時間使って、残りの説明をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○宮本議長 では11時5分に改めて御参集ください。

○10時56分休憩

○11時5分再開

○宮本議長 すみません、それでは、これからまた継続して、再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○本橋謙治講師 では、すみません、休憩前に引き続き、再開させていただきます。よろしく願いいたします。

では、その他の問題点を幾つか申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたように、まず4ページを開けてください。いわゆる傍聴関係でございまして、いわゆるどういう形で傍聴させるべきなのか、オンライン会議の場合ですね。総務省も我々も、特にこういうやり方が唯一無二の方法だということでは特定はしてないということで合意は取っております。つまり、この前の東京都知事と、西村大臣のオンラインでやった会議をテレビカメラが引いて、その様子を映しているという形で傍聴させる、その映像を見せるというやり方もあるでしょうし、皆様がオンライン会議で使っているソフトの回線の一部を傍聴者用に提供して、当然、発言、音声の発言とか、ものは載させないような形にはなると思いますが、いわゆるオンライン会議の中の1回線を傍聴用の1回線として提供していくというやり方もありだと聞いております。

ですので、皆様のほうでどういうやり方がいいのかということのも、幾つか種類は決めることができます。ですので、ここの4ページの1の一番上にあるように、傍聴の機会の確保とい

うことで、インターネット上での、いわゆる議事動画の公開などということになっておりますので、先ほどの、いわゆる西村大臣と小池都知事のやり取りを後ろで記者がテレビカメラでとって、会場を映すというやり方もあるでしょうし、オンライン会議の1回線を傍聴者用に提供して見せるというやり方もありと考えております。

それから、傍聴者が、暴れた場合ということになります。この場合も、後ほどの議員さんが、いわゆる委員会で秩序を乱したときと同じように、市庁舎の回線を遮断する、1回線を使って見ているのであるならば、そういうように、傍聴を遮断するようなシステムも必要になってくるのではないかと思います。

ただ、技術的な問題で、不特定多数の人に提供している回線を特定の人だけにしか見れないようにするってというような回線遮断的な、そのような技術的なものが果たしてできるのかどうか、やれるとしても、コストの面で現実的な方法なのかどうかということについては、残念ながら、我々は行政課の方とも話したのですけれども、技術屋じゃないので、ちょっとそれが技術的に可能なのかどうか、それとかコスト面で大丈夫なのかということについては議論ができない状態になっておりますので、これはどちらかというところと業者さんとか、市役所の中のインターネットを担当している方たちに照会していただいた上で、どういうやり方が最も現実的にできるのかということをお議論していただく必要が出てくるのではないかなと思っております。

では、次の課題でございますが、次が6ページの話になります。いわゆるオンライン委員会の、開催権限の話でございます。要するに、どういう手順でオンラインで開催するかということについて決定すべきなのかということの照会を出させていただいております。

基本的には、委員長さんの職権ということで、オンラインの開催の決定の手続きができると考えております。ただ、いわゆる委員長さんはその必要がないと考えたとしても、委員の方からやるべきだというようなものがあれば、当然その手続きもあつてしかるべきではないかと考えておりますので、委員会の招集請求みたいなものと同じように、一定の委員からの請求があれば、オンラインでの開催を義務づけるような、そういうような規定を委員会条例等に設けることについてはできると考えておりますので、その手続きについて、どういうふうな書きぶりがあるのかとか、そもそもそういう手続きを委員長だけの職権にするのか、それとも委員からの一定数の要請でもできるのかについての御判断も皆様の中で御議論、協議していただければなと思っております。

それから、次の話でございますが、次は8ページでございます。オンラインの委員会において、適切な会議があるかないかということでございます。

一番我々が危惧しているのは秘密会でございます。いわゆるオンラインで委員会を開く際に、秘密会をやるということについてはどうなのかということをおストレートに総務省に聞きましたところ、秘密会の、いわゆる秘密性の保持が確保できるのならば、理論上はできると

回答はいただいております、ここに書いてあるように。ただ、現実問題として、秘密会の秘密の保持というのを、例えば御自宅の書斎とか、ないとは思いますが、議員さんがネットカフェに行って、ネットカフェから参加したときに、その音声ほかの人に絶対に漏れないとか、秘密性が確実に家族以外、家族の人とかに漏れないのかというようなところがどうしてもリスクとして考えざるを得ないので、秘密会については、確かに、理論上可能だとは思いますが、現実的な選択肢としては、かなりハードルが高いものではないかなと我々は考えております。

ただ、皆様のほうできちんと秘密性が保持できるような密封空間をオンラインで個々に参加する議員で確保できるというようなことができるのであるならば、こちらとしては、お止めするほどの回答とかはするつもりはございません。確実に秘密性が保持できるようなものを立証できる、確実に実現できるというのであるならば、お止めはしませんということでございます。

ただ、やはり大阪府議会のほうもこの辺のことは懸念しているみたいでして、大阪府議会の、たしか委員会条例には、秘密会は除外する規定を入れておりますので、秘密会をあえてオンラインでもやるかどうかについては、皆様のほうで御議論して、是非を決めていただければなと思います。

秘密会に限らず、例えば、あまり不特定多数の人に知られたくないような情報とか、資料とか、そういうようなものをオンライン委員会で閲覧できるような、知り得る状態にしてしまうというようなことも、当然、オンラインですと、いわゆるネットという1つのツールを考えれば、不特定多数の人に知られてしまう、故意か不注意か、いろいろあると思いますが、そういう形で、秘密会ほどではないけれど、ある程度、議員さんにしか提供すべきではない情報とか、そういうようなものを果たしてオンラインでどの程度守ることができるのかというようなことについても、議論は必要になってくると思います。その究極の形が秘密会をどうするのかということになると思うし、先ほどのモアノートでも、やはりオンライン会議で傍聴者をオンラインの回線に載せた場合、モアノートのところに入られたらどうしようという問題があります。要は、デモを行った市議会でも、基本的には議員さんに渡す資料、モアノートに載せたものについては、もう誰が見ても大丈夫なものにしています。ただ、まれに、議員が間違えて、モアノートに載せるべきでないものを載せたとき、どうするのかについては、方針を決めていないそうです。オンラインだから便利なのは認めますが、それによって失う利益というものをどういうふうにバランスよく構築していくのかということも必要になってくるのではないかなと思っております。

それから、次のお話でございまして、次は10ページです。まず10ページの上から2番目の一番上の段です。開催場所ですが、要は、先ほどのいわゆる概念の話になりますが、バーチャル的なところへ出席と考えるのか、それともあくまで委員会とか会議を開かれている

場に参加するという前提をつくるべきなのかということですが、やはり先ほど申し上げたみたいに、まずこういう会議のところに出席するという前提をした上で、オンラインで参加した人も、オンラインのカメラを通じてこの場に来ているというような概念で物事をスタートしたほうがいいのではないかと考えております。

それは、先ほど申し上げたみたいに、出頭とか、派遣とかいう言葉の考え方をどういうふうにするかによって、制度とのそごが合わなくなってくる可能性がありますので、我々としては、今のところ、出席の概念はバーチャル空間にみんなが集まるというのではなくて、この会議のところにウェブカメラを通じて出席しているんだというような考え方で、いろんなものを制度設計していこうと考えております。

それから、2番目です。執行機関による説明ですが、当然、執行機関についてもオンラインで参加するということについては問題ないと考えております。ただ、執行機関のほうは、やはり皆様のほうに気を遣って、議員さんがわざわざここに来ているのに、自分たちだけ委員会室に来ないで、オンラインで参加するということについては、やはりどうしてもちゅうちょせざるを得ないということになるでしょうから、法的には問題ないにしても、実質的には恐らく委員会室にお越しになった上で、ウェブカメラを通じて皆様のほうに説明していくというような形になるのではないかなと思います。

要するに、自分の部長さんとか、課長席からウェブで参加して、皆様こんにちはみたいな形の委員会の説明員出席というのは、理論上はあったとしても、現実的には執行機関は選択されるのは極めてまれではないかなと考えております。例えば、災害か何かの対応で、てんやわんやになっていて、間に合わない、そこに来る時間的余裕がないというようなとき、必要に応じて執務室から出てくるってことはあるでしょうが、極めてまれな運用になってくるのではないかなというふうに考えております。

実際、この前、先程のデモンストレーションでも説明員のオンラインによる参加をやったのですが、ちょっと執務室のほうの周りの音がすごくて、説明の声がたまに聞こえなかったという事案もあったので、果たしてできるのかなというのは思っております。

それから、3番目です。委員長の秩序保持権のお話でございますが、先ほどの傍聴者に対してもありますが、議論が白熱すれば、当然、委員長さんから注意を受けたり、秩序保持権の行使を発動するってことはあります。オンラインで参加している方については、いわゆる回線遮断という形で退場を命じたりとか、退場じゃないにしても発言禁止だったら、音声をカットするというような処置になると思います。それについては、先ほど申し上げたみたいに、委員長用のコントロールのパソコンのところでそういう動作をさせることによって、作業させることによって、技術的に可能ですし、実際、それをデモンストレーションでもやりましたので、そこについてはハードルは高くないと思います。

そうすると、オンラインで参加している場合に、秩序違反行為をやったら懲罰対象になる

のかということについても、もちろんなるという御回答はいただいております。これについては、国会の議論において、実は今年の憲法記念日のときの特別座談会というのが国会議員の中でありまして、公明党の北側先生は、国会をオンラインでやることについては、憲法の解釈変更というか、改憲しないと無理ではないかという意見を述べておりました。その中で、現状ではオンラインでは国会の場合、議長の秩序保持権は行使できない、というようなことを言っていたので、私どもとしては、これはまずいなと思いましたので、改めて総務省のほうに地方議会の場合は大丈夫かということで念押しをさせていただいたのが、この経緯でございます。

そういうことで、今のところ、オンラインであっても、通常の委員会と遜色なく発言取消し命令や、懲罰関係のものは、適用されるということで回答はいただいております。

では、続きまして、お話しするのが、次の11ページでございます。

証人喚問です。百条調査の委員会をオンラインでやったときに証人喚問できるのか、オンラインでということですが、民事訴訟法の適用があるので、オンラインでやることは理論上可能だと総務省のQ&Aでは書いてあります。回答もいただいております。ただ、民事訴訟法の、いわゆるオンラインによる証人喚問というのは、裁判所、例えば、具体的に言うと、河合両夫妻の選挙違反等の裁判の証人尋問をやるのですけれど、今、裁判は東京地裁でやっています。証人喚問は広島地裁で何回かやります。要するに広島地裁に来てもらって、東京地裁には来ることが難しい人は、広島地裁に出廷していただいて、そこで証人尋問の手続きをやって、オンラインで東京の裁判所と、証人質問をやるという形になります。

要するに、証言をする場所として、適切な場所、つまりプレッシャーを受けないで、ちゃんと自分の知っていることを正直に言える環境をつくるということで、今回の河合夫妻の裁判については、広島地裁でやります。もし、地方議会で百条の証人喚問をオンラインでやるとしたら、その広島地裁、河合夫妻の場合の裁判と同じように、広島地裁に該当するような証人喚問をするに足る環境を整えているところをどこに用意するのだという問題が出てきます。その辺の居酒屋か何かの隅か何かで、ウェブで証言するというのは多分無理だと思います。だから、きちんと、事実に基づいた、良心に基づく証言をしているということが確保できるようなところをどれだけ担保できるのか、それは一体どの程度のレベルのものを求めるのかということについて、今後詰めていく必要はあると思います。

実は、河合さんの旦那さんのほうが、弁護士全員解任しちゃったので、ちょっと予定が狂っちゃったのですが、再来週あたりに、東京地裁でまたオンラインで証人喚問やるみたいなので、一度それを見てみた上で、どういうことが現実的に必要なのかも議論していきたいと考えております。百条の証人喚問をオンラインでというのは、なかなかめったなところまではないと思いますが、今後、委員会制度が定着していくうちで、選択肢として当然出てくる可能性のあるものなので、そのとき用に、一応こちらとしても、きちんとその

辺は詰めておきたいなと思っております。

それと、これと同じような問題として参考人制度、これについては、総務省からの回答を待っておりますが、仮に参考人制度もオンラインが可能という回答が出たとき、参考人制度も果たしてどういうふうにすればいいのかという議論が必要になってくると思います。

それから、次の協議等を行う場についてですが、この協議等の場につきましても、会議規則に制度設計・運用については委任しておりますので、委員会と同じように、協議等の場合についても、オンラインでやることについては全く問題ないと御回答はいただいております。

それが一応ここで話しさせていただくメインでございます。それと、またこのQ&Aには出ておりませんが、議論として出ているのが、オンライン下における費用弁償をどうするのか、それから公務災害はどうするのかということについては、実際の問題として出てくるよねということで話は今しております。

では、今後の、さらに話をさせていただくのが（２）番目のお話でございます。では、まずコロナ対策に限定するのかということでございますが、これにつきましても、すみませんが先ほどの資料の３ページのほうに、見ていただきたいのですが、まず標準会議規則、標準委員会条例を改正することについては、あくまでこれについては標準という形にするのではなくて、参考規定で対応したらどうかというのが今議論になっております。なぜかということ、オンラインの委員会を導入するということは、マストではございません。あくまで緊急避難的な措置ということなので、いわゆる標準の委員会条例、会議規則にそれを常態化して載せることについては、やはりオンライン形式の委員会をやるべきではないと考えている議会が出た場合に、そこに対して、無言の圧力になるのではないかという意見も出ておりますので、標準という形よりは、参考という形での提示の仕方もありではないかという議論をしております。ただ、いずれにせよ、先ほど申し上げたように、何らかの形で改正すべき事項とか、こういう内容でどうでしょうかみたいな意見、考え方は提示させていただく予定でございます。

それから、先ほど申し上げた話でございますが、まずコロナに限定するかどうか、他の災害に適用するかどうかですが、このページの前の２ページのところの一番下のところに戻っていただきたいのですが、コロナに限定するということになると、近年の大規模な災害発生の状況をかんがえると、やはり一貫性がなくなると考えております。ただ、何に広げていくのかということについては議論の必要性があると考えています。災害とか、今回のコロナだけではなくて、例えばエボラ出血熱みたいな、住民の命に直接関わるようなものが出た場合はどうするんだというようなこと。それから大阪府議会で定めていると記憶していますが、出産を迎えている方の、オンライン参加を認めるべきなのかどうか。それから、議会の、成り手不足、堺市は、あまり関係ないとは思いますが、一部の地方では、やはり成り手不足という問題もありますので、ほかの仕事を持っている方が議員活動に参加できるように、例

えば商社マンがニューヨークに行っているときに、仕事で出張しているときにニューヨークからオンラインで参加するような、そういうことも認めるべきなのか。それから、関係者が冗談半分で述べていた事例として、酪農家の議員が牛の乳しぼりしながら、オンラインで参加するようなことも許されるのかという議論も出るよねと言っていました。そのほか、我々のほうでも懸念しているのは、実際の話でちょっとあったのが、委員会サボってタイ旅行へ行ったのが発覚したというような議員がいるのですけれど、そういうような人が、いわゆるタイのビーチか何かで、背景を適当にごまかして、あたかも何か正当な理由で欠席していて、委員会に参加するというような話も出てくるので、そんなことを疑ったら切りがないよと言うかもしれないですけど、そういうような場合も想定されるので、果たして、災害とか、コロナみたいなとき以外で、自己都合的なもの、自己にしか起因してないような理由で、オンラインの委員会参加を許容するのかどうか、この辺についても議論は必要になってくるのではないかと考えております。

我々としたしましては、最終的な、基本的なスタンス、基本的な部分は定めますけれど、対象をどこの事案まで広げるのか、どういった人にまでオンラインの参加を認めるのか。いわゆる条例規則でいうと上乘せ・横出していう考え方があるのですけれど、標準とか、我々のほうで示させていただきます規則や条例を上回るような対象に拡大するかどうかについては、それぞれの自治体の中で決めていただくのがいいのではないかと。最初から我々のほうで、例えば出産の人までいいよというようなことをやってしまうと、それはおかしいと思う方も当然いると思います。そういうところなので、我々としては、基本的な最小限レベルはつくって、上乘せ・横出しをやるかやらないか、どの程度の上乗せ・横出しするかは皆様にお任せするというようなつくり方のほうがいいのではないかとということで、今、協議調整をしているという状況でございます。

それから最後です。本会議へのオンライン会議の導入でございますが、現時点では、申し訳ないんですが、本会議については、地方自治法のほうで、先ほど、冒頭申し上げたみたいに、来ることによって会議体が成立するという前提でつくっておりますので、現時点では本会議のオンライン化についての議論は行っておりません。こちらの新聞報道の、もう1つの資料のほうに、国会でも議論というのが出ておりますので、国会の議論を踏まえて、国会がどういうふうなオンラインの本会議のあり方について、どう方向性を示すかを見極めてから、地方議会の本会議についても、オンラインをするべきかどうか、その余地があるのかを議論するという流れでございますので、当面は委員会のみということで御理解いただければなと思っております。

そういうことなので、やはりオンラインの委員会については便利な点がある一方、やはり皆様のほうで克服していただかなければいけない、例えば会議規則とか条例とかで克服できるものもありますが、実際、運用する側のサイドにおいて克服しなきゃいけない、協議しな

きやいけない項目もかなりあるのではないかと考えております。

ですので、ぜひ皆様のほうで、そここのところの御議論をしていただいた上で委員会運営の是非、オンラインの是非について議論していただいた上で方向性を定めていただければと考えております。

私どものほうでも、これに関しましてお手伝いできるもの、また情報提供できるものがあれば、可能な限り対応させていただこうと考えておりますので、今後も引き続きよろしくお願ひ申し上げまして、甚だ下手な説明で申し訳なかったんですが、御説明は終わりにさせていただきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○宮本議長 今、お話しいただいたとおり、全国的に委員会のオンラインの条例改正等が行われておまして、堺市ではどうしていくのかということも、問題提起も、いろいろ今お聞きしましたので、皆様のほうから質疑を、若干時間ありますので、質問等がありましたらお願いしたいと思ひます。

挙手をお願いします。

○石本議員 石本と申します。大変貴重なお話を伺いましてありがとうございました。

昨今、財政状態が厳しいというお話が全国的にはあると思うのですが、堺市もそれに漏れませんが。ということで、実は、私はちょっと一番の疑問は、この堺市議会と、あるいは国会とか、あるいは周りに離島がたくさんある地方の議会とか、そういうところでは、非常に、何かあっても、実際に議場に來れないという、そういう事情は多々生じると思うんですね。しかし、ここの堺市のような、非常に恵まれたといひましょうか、交通機関も発達しておりますし、道路状況も非常によく管理されております。そういうところで、本当にあえてする必要があるのかというのは、コストですね。もし、そういうオンライン会議を委員会ですとなれば、そのあたり、コストの問題についてはどのようにお考えなのか、そこをちょっと教えてください。お願いいたします。

○本橋謙治講師 先ほども申し上げたのですが、私どものほうで今議論しているのは、いわゆる制度設計と、それに伴う、いわゆる法令上の問題についての議論を中心にやっております。行政課と話をしたのですが、総務省の中でも、いわゆる旧郵政、いわゆる通信関係の人たちと、ソフトの問題とか、それからハードの問題、それからコストの問題は議論しなきゃいけないよねということでは、してはいるのですが、いかんせん、今の議論の中の優先順位的なものとしては、いわゆる実施するに当たっての法制上の問題とか、留意点のほうがどうしてもプライオリティを持っておりまして、どちらかという、ソフトのセキュリティの問題とか、安全性、それからコストについては、残念ながら我々のほうではほとんど議論していないというのが実情でございます。

おそらくなんですが、総務省のほうでも、多分、それぞれの地方公共団体のインフラ

の整備とか、それぞれの地方公共団体の財政状況のことがあるでしょうから、いくら使えとか、いくら必要だということを一律的になかなか示しようがないと思います。ですので、残念ながら、私のほうの今の御回答としては、何億かかりますよとか、このくらい必要ですよみたいなことはちょっと申し上げようがないです。

それを受けて、皆様のほうで、多分こういうような設備とかが必要だよねということのある程度固めていただいた上で、例えば執行機関や出入りの業者とかに、ある程度の見積りをさせていくということは必要になるんじゃないかなと思います。

あとは、すみませんが、皆さんがどの程度の規模のオンラインを希望するのか、それによってコスト、費用対効果でいける話なのかということをお議論していただくのが現実的な対応になるのではないかと思います。申し訳ないですけど、私のほうでは何千何百万円みたいなことは、ちょっと現時点ではお答えできませんので、お許しいただければと思います。すみません。

○宮本議長 ほかに御質問や御意見等はありませんでしょうか。

○的場議員 今日は丁重な御説明ありがとうございます。

オンライン委員会とか会議とペーパーレス、まあ資料なんかはペーパーレス、その関連性というのは、今、最新ではどんな御議論されているのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○本橋謙治講師 ペーパーレスについては、今回のオンラインに限らず、やはり行財政改革、それからいわゆる環境の問題ですよね、そういうところから大分前から出ているものでありますので、特段、今回のコロナだ、オンラインだということがきっかけというわけではございません。ただ、やはりペーパーレスについては、議会のみならず地方公共団体、それから社会活動において、様々なところで求められているものではないかと思っておりますので、そのところについて、特に、今回のことで特化した議論は行ってはおりません。

ただ、委員会をオンラインでやる以上、先ほどのデモを行った市議会のように、やはりこれを契機にペーパーレス化に、さらに拍車をかけようとか、もともとペーパーレスじゃなかったんだけど、これを機会にペーパーレスにかじを切ろうという動きは出てくるんじゃないかと思いますが、このオンラインに並行してペーパーレスの議論というものが活発になっているとか、私どものほうで議論しているというようなことは今のところございません。

よろしいでしょうか。

○宮本議長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

○井関議員 ありがとうございます。外国の状況とか、もし分かれば、欧米先進国の状況とかを教えてください。

○本橋謙治講師 私は、国政的な比較を調査している人間ではないので、きちんと言えないで

すけれど、一応、かじった範囲で申し上げますと、イギリスの国会につきましては、日本の地方議会や国会のように、定足数の概念はございません。会議は半分以上の議員が出て、初めて会議が成り立つというのが今の地方議会、国会の考え方になりますが、イギリスの国会においては、特に下院ですが、そちらについては定足数という概念はないようです。特別に、採決の方法がちょっと特殊なものがありまして、その採決を行うときは、たしか500人、600人に対して40人か50人の定足数を求めているという程度でございますので、実際、日本とかに比べると定足数という概念はかなり甘いという状況です。

国会でも、地方議会でも半分以上の出席がなければ、議会として成り立たないが、イギリス国会はそういうふうにかなり柔軟に、定足数のことを考えていませんので、例えばハイブリッドみたいな、半分以上の議員が議場から出て、外で見ている、本会議に参加するとか、そういうことができる状態になっているので、一概に、海外でやっているから日本でもできるはずだっというような議論は難しいのではないかと思います。そもそも、似ている制度ではあるけれど、根本的な定足数にも代表されるように、細かい会議の成立要件のところは、かなり日本の制度と違っておりますので、参考にするということではできるとは思います。それをそっくりそのままスライドさせて、日本のところにインプットするという点については、かなり無理があるのではないかなというふうに私どもも、議会関係3団体の議事担当も話はしております。

ですので、今後、私どものほうで海外の議会について調べるということには、多少なりともなるとは思います。場合によっては根本的な制度が違うというところで、あまり深掘りした調査とか、研究をするということは、現時点ではないのではないかなというふうには考えております。

よろしいでしょうか。

○宮本議長 ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

そろそろ、お時間も2時間近くになってまいりましたので、この辺で意見交換を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○米田副議長 それでは、閉会に当たりまして一言御礼を申し上げます。

本橋謙治様におかれましては、長時間御貴重な御講演をいただきまして、誠にありがとうございます。

我々議員一同、本日拝聴させていただきました御講演の内容を深く心にとどめ、これを十分に生かし、今後の議会活動に役立てて務めてまいる所存でございます。

また、御出席の議員各位におかれましては、最後まで御聴講いただきましたことに対して厚く御礼を申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○宮本議長 それでは、これをもちまして堺市議会議員研修会を閉会いたします。どうもお疲

れさまでございました。

○ 1 1 時 4 5 分閉会